

議第 1 4 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

老人福祉センター（呉市老人福祉センター安浦内海会館）の指定管理者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

老人福祉センター（全 4 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施 設 名	呉市老人福祉センター安浦内海会館
施設所在地	呉市安浦町中央北 2 丁目 6 番 3 2 号
設置年月日	昭和 5 7 年 6 月 3 0 日
設 置 目 的	老人福祉の増進を図るための施設として設置する。
設 置 条 例	呉市老人福祉センター条例
施設規模等	敷 地 面 積 9 9 6 . 2 6 m ² 延 べ 面 積 6 3 6 . 8 8 m ² 構造・階数 鉄筋コンクリート造，3 階建て 主 要 施 設 集会室，和室
利 用 状 況	利用者数 令和 3 年度 5，2 5 2 人 令和 4 年度 6，6 8 2 人 令和 5 年度 6，9 5 2 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和 5 年度 【呉市分】 歳入 4 0 千円 使用料収入 4 0 千円 歳出 1 0，5 8 0 千円 指定管理料 2，3 1 9 千円 需用費（修繕料） 1，7 3 1 千円 需用費（光熱水費） 9 5 4 千円 工事請負費 5，5 7 6 千円 【指定管理者分】 収入 2，3 1 9 千円 支出 2，3 1 9 千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照
指定管理実績	平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日 公益社団法人呉市シルバー人材センター 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 公益社団法人呉市シルバー人材センター

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 次に掲げる事業に関する業務
 - ア 老人の生活及び身上等に関する相談
 - イ 老人の機能回復訓練
 - ウ 老人の健康の増進，教養の向上及びレクリエーション等のための便宜の提供
 - エ その他老人福祉に必要な事業
- (3) 老人福祉センター（呉市老人福祉センター安浦内海会館）の使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	公益社団法人呉市シルバー人材センター
団体所在地	呉市伏原1丁目4番25号
代表者氏名	代表理事 荒井 和雄
設 立 目 的	定年退職者等の高年齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し，自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに，高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
事 業 概 要	(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために，これらの就業の機会を確保し，及び組織的に提供すること。 (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために，職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。 (3) 高齢者に対し，臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて，高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な業務を行うこと。 (5) 前4号に掲げるもののほか，高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会，企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な業務を行うこと。 (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
役 員	理 事 長 荒 井 和 雄 副理事長 行 友 紀 子

	常務理事 平川 康男 理事 佐藤 正則 土本 敏明 福光 一美 小早川 和子 奥村 和広 三好 博子 伊藤 春子 竹本 康彦 新川 光宏 川森 直幸 久野 満美 富永 憲治 狩山 満香 監事 佐竹 保治
決 算	令和５年度 収入 ３１９，０２５千円 支出 ３１５，０６５千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	(1) 老人福祉センターを地域老人の教養の向上，世代間交流，健康・福祉の増進等地域のコミュニティセンターと位置付け，地域住民の自主活動の場として効果的に管理運営していく。 (2) 当団体の安浦連絡事務所としての機能を持たせ，会員がこれまで培ってきた経験や技術・能力を生かし，高齢者の生きがいがいづくりと社会参加を促進するための拠点としての役割を果たす。
管理運営体制	会員のほか，当団体の安浦連絡事務所との連携・協力により，平日８時３０分から１７時１５分までの開所体制として管理運営を行う。
施設の維持管理	防火，盗難予防等の管理に万全を期するとともに，維持修繕を適切に行う。
利用促進の取組	地元各団体の広報誌・回覧板への掲載を働き掛け，認知度の向上を図るとともに，地域老人の趣味・交流の場，地域団体の活動拠点として，施設のニーズに沿った利用促進に努める。
経費削減の取組	日常から小さな無駄の節約を積み重ねることにより経費を削減し，利用者の協力を得ながら，光熱水費の削減に努める。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料２）のとおり

8 選定の理由

当該施設については，地域老人の福祉の増進等を図ることを目的とする施設であり，地域において高齢者の就業援助事業等を実施し，地域の実態を把握している公益社団法人呉市シルバー人材センターが管理運営をすることが効果的であるため，公募を行わず同団体を指定管理者の候補者として選定したものです。